

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規則

- 福島県財務規則の一部を改正する規則 一
- 福島県財務規則の特例に関する規則の一部を改正する規則 二
- 福島県文書等管理規則の一部を改正する規則 三
- 福島県職員職務発明等に関する規則の一部を改正する規則 四
- 福島県立総合衛生学院学則の一部を改正する規則 四
- 福島県ハイテクプラザ条例施行規則の一部を改正する規則 五
- 福島県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則 六
- 福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則 一〇
- 福島県企業局 一〇
- 福島県企業局組織規程の一部を改正する規程 三三
- 福島県企業局財務規程の一部を改正する規程 三三

規 則

福島県財務規則の一部を改正する規則、福島県財務規則の特例に関する規則の一部を改正する規則、福島県文書等管理規則の一部を改正する規則、福島県職員の職務発明等に関する規則の一部を改正する規則、福島県立総合衛生学院学則の一部を改正する規則、福島県ハイテクプラザ条例施行規則の一部を改正する規則、福島県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則及び福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第二十号

福島県財務規則の一部を改正する規則

福島県財務規則（昭和三十九年福島県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「別に定める事項及び」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第二百二十七条第十号中「物品」を「食糧又は物品」に改める。

第二百二十九条第四号を次のように改める。

四 過去二年間に官公署（予算決算及び会計令第九十九条第九号に掲げる沖繩振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を二回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

第二百四十九条第一項第二号を次のように改める。

二 一般競争入札に参加する資格を有し、過去二年間に官公署（予算決算及び会計令第九十九条第九号に掲げる沖繩振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を二回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

第二百七十四条の二第四項第一号中「第二条第二号」を「第二条第三号」に、「同条第三号」を「同条第四号」に改める。

第二百七十四条の三第一項中「第二条第五号」を「第二条第六号」に改め、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第二号中「特例政令第八条に規定する文書」を「入札説明書」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、各号に該当することに、前項の期間を五日ずつ短縮することができる。ただし、当該期間を十日未満とすることはできない。

一 前項の公告を電子情報処理組織を使用して行う場合

二 特例政令第八条に規定する文書（以下「入札説明書」という。）の交付を前項の公告を行った日から電子情報処理組織を使用して行う場合

三 入札書の受領を電子情報処理組織を使用して行う場合

3 前項の規定にかかわらず、特定調達契約に係る商業上の物品又は役務の調達を電子情報処理組織を使用して行う場合で、かつ、当該公告及び入札説明書の交付を電子情報処理組織を使用して行う場合は、公告から入札期日までの期間を十三日以上期間とすることができる。この場合において、当該商業上の物品又は役務に係る入札書の受領を電子情報処理組織を使用して行う場合は、公告から入札期日までの期間を十日以上とすることができる。

第二百七十四条の四第一項中「及び第二項」を「から第四項まで」に改める。

第二百七十四条の五第二項中「第二百七十四条の三第二項」を「第二百七十四条の三第四項」に改める。

別表第一中「福島県郡山光風学園」を削り、「福島県立須賀川高等学校」を「福島県立須賀川創英館高等学校」に改め、「福島県立長沼高等学校」を削り、「福島県立大沼高等学校」を「福島県立会津西陵高等学校」に改め、「福島県立坂下高等学校」を削り、「福島県立湯本高等学校」を「福島県立いわき湯本高等学校」に改め、「福島県立遠野高等学校」を削り、「福島県立相馬東高等学校」を「福島県立相馬総合高等学校」に改

「福島県立大笹

め、「福島県立新地高等学校」を削り、「福島県立大笹生支援学校」を
 支援学校に改める。
 別表第二中「福島県ハイテクプラザ福島技術支援センター」及び「福島県ハイテクプ
 ラザいわき技術支援センター」を削る。

別表第四（その二）10の項中

「
 単価契
 約によ
 る場合
 にあつ
 ては、
 （一）
 書によ
 ること
 ができ
 る。」

を

「
 単価契
 約によ
 る場合
 又は別
 に定め
 る場合
 にあつ
 ては、
 （一）
 書によ
 ること
 ができ
 る。」

に改め、同表11の項中

「
 単価契
 約によ
 るもの
 電信電
 話料、
 警察の
 留置人
 の医療
 の若し
 費は令
 状によ
 る身体
 検査に

「
 以下の
 場合に
 あつて
 は、（一）
 書によ
 ること
 ができ
 る。単
 価契
 約によ
 るもの
 の電話
 ・電
 信料、
 警察の
 留置

「
 単価契
 約によ
 るもの
 警察の
 捜査に
 要する
 車両借
 上料、
 有料道
 路自動
 料金収
 受シス
 テムを
 使用する
 料金を
 徴取す
 るの取
 務の取

「
 以下の
 場合に
 あつて
 は、（一）
 書によ
 ること
 ができ
 る。単
 価契
 約によ
 るもの
 の警察
 の捜査
 に要す
 る車両
 借上料
 ・有
 料道

「
 要する
 医療費
 外国人
 被疑者
 の取調
 べ等に
 係る通
 訳料、
 家畜の
 診療費
 外国送
 金に係
 る手数
 料又は
 別に定
 める場
 合にあ
 つては、
 （一）
 書によ
 ること
 ができ
 る。」

を

「
 人の医
 療費若
 しくは
 令状に
 よる身
 体検査
 に要す
 る医療
 費、外
 国被疑
 者の取
 調べ等
 に係る
 通訳料
 ・家畜
 の診療
 費、外
 国送金
 に係る
 手数料
 ・別に
 定める
 場合

に改め、同表13の項中

「
 扱いに
 関する
 省令平
 成一十
 年建設
 省令第
 三十八
 号）第
 一条に
 規定す
 るE T
 Cシス
 テムを
 使用す
 る場合
 におけ
 る料金
 又は別
 に定め
 る場合
 にあつ
 ては、
 （一）
 書によ
 ること
 ができ
 る。」

を

「
 動料金
 收受シ
 ステム
 を使用
 する料
 金を徴
 取する
 事務の
 取扱い
 に関する
 省令
 （平成
 十一年
 建設省
 令第三
 十八号）
 第一条
 に規定
 するE
 T Cシ
 ステム
 を使用
 する場合
 におけ
 る料金
 ・別に
 定める
 場合

に改める。

別表第七中福島県郡山光風学園の項を削り、「福島県立須賀川高等学校」を「福島県立須賀川創英館高等学校」に改め、福島県立長沼高等学校の項を削り、「福島県立大沼高等学校」を「福島県立会津西陵高等学校」に改め、福島県立坂下高等学校の項を削り、「福島県立湯本高等学校」を「福島県立いわき湯本高等学校」に改め、福島県立遠野高等学校の項を削り、「福島県立相馬東高等学校」を「福島県立相馬総合高等学校」に改め、福島県立新地高等学校の項を削り、「福島県立大笹生支援学校 事務長 現金出納員及び物品出納員及び物品出納員」を「福島県立大笹生支援学校 事務長 現金出納員及び物品出納員 事務長 現金出納員及び物品出納員」に改める。

別表第八中福島県ハイテクプラザ福島技術支援センターの項、福島県ハイテクプラザいわき技術支援センターの項、福島県立安積高等学校御館校の項及び福島県立修明高等学校鮫川校の項を削り、「福島県立福島中央高等学校」を「福島県立ふくしま新世高等学校」に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

(財 政 課)

福島県規則第二十一号

福島県財務規則の特例に関する規則の一部を改正する規則

福島県財務規則の特例に関する規則（昭和三十九年福島県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「太陽の国病院」を「太陽の国クリニック」に改める。

第一条中「太陽の国病院」を「太陽の国クリニック」に改める。

「第十一章 太陽の国病院の手数料収入」を「第十一章 太陽の国クリニックの手料収入」に改める。

第五十三条の見出し並びに同条第一項、第二項及び第五十八条中「太陽の国病院」を「太陽の国クリニック」に改める。

第一号様式、第二号様式、第四号様式、第四号様式の二及び第五号様式の二中「日本産業規格」を「日本産業規格」に改める。

第八号様式中「日本工業規格A列6番」を「日本産業規格A列4番」に改める。

第十二号様式、第十四号様式及び第十六号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

(財 政 課)

福島県規則第二十二号

福島県文書等管理規則の一部を改正する規則

福島県文書等管理規則（平成十二年福島県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

別表第二「保健福祉部の項中「福島県福島学園（福学） 福島県郡山光風学園（郡光）」を「福島県福島学園（福学）」に改め、同表商工労働部の項中「福島県ハイテクプラザ（ハイテク） 福島県ハイテクプラザ福島技術支援センター（ハイテク福）」を「福島県ハイテクプラザ（ハイテク）」に、「福島県ハイテクプラザ南相馬技術支援センター（ハイテク相）」を「福島県ハイテクプラザ南相馬技術支援センター（ハイテクい）」を「福島県ハイテクプラザ南相馬技術支援センター（ハイテク相）」に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

（文書法務課）

福島県規則第二十三号

福島県職員の職務発明等に関する規則の一部を改正する規則

福島県職員の職務発明等に関する規則（昭和六十二年福島県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（審査会の組織等）</p> <p>第十八条（略）</p> <p>2及び3（略）</p> <p>4 委員は、総務部財務総室総務課長、総務部人事総室行政経営課長、総務部文書管財総室財産管理課長、商工労働部産業振興総室産業振興課長、農林水産部農林水産総室農林企画課長及び発明者に係る主管課長（福島県財務規則（昭和三十九年福島県規則第十七号）第二条第三号に規定する課長、教育庁財務課長及び警察本部警務部警務課長をいう。）をもつて充てる。</p> <p>（秘密の保持）</p> <p>第十九条 発明者、審査会の会長、副会長及び委員その他の関係者は、発明の内容並びに発明者及び県の利害</p>	<p>（審査会の組織等）</p> <p>第十八条（略）</p> <p>2及び3（略）</p> <p>4 委員は、総務部財務総室総務課長、総務部人事総室行政経営課長、総務部文書管財総室財産管理課長、商工労働部産業振興総室産業創出課長、農林水産部農業支援総室農業振興課長及び発明者に係る主管課長（福島県財務規則（昭和三十九年福島県規則第十七号）第二条第三号に規定する課長、教育庁財務課長及び警察本部警務部警務課長をいう。）をもつて充てる。</p> <p>（秘密の保持）</p> <p>第十九条 発明者、審査会の会長、副会長及び委員その他の関係者は、発明の内容並びに発明者及び県の利害</p>

に關係ある事項について、当該発明が公開されるまで、その秘密を守らなければならない。

に關係ある事項について、当該発明が公開されるまで、その秘密を守らなければならない。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

（財産管理課）

福島県規則第二十四号

福島県立総合衛生学院学則の一部を改正する規則

福島県立総合衛生学院学則（平成二年福島県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の二の表医療専門課程の部看護学科の項及び歯科衛生学科の項を削り、同表備考を削る。

第一条の三中「看護学科にあつては四年、歯科衛生学科及び」を削る。

第七条の二を次のように改める。

（大学卒業業者等の取得単位等の認定）

第七条の二 学院長は、臨床検査学科に入学する者であつて、学校教育法に基づく大学、短期大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は保健師助産師看護師法第二十一条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは看護師養成所、歯科衛生士法第十二条第一号若しくは第二号の規定により指定されている歯科衛生士学校若しくは歯科衛生士養成所、診療放射線技師法第二十条第一号の規定により指定されている学校若しくは診療放射線技師養成所、理学療法士及び作業療法士法第十一条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは理学療法士養成施設若しくは同法第十二条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは作業療法士養成施設、視能訓練士法第十四条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは視能訓練士養成所、臨床工学技士法第十四条第一号から第三号までの規定により指定されている学校若しくは臨床工学技士養成所、義肢装具士法第十四条第一号から第三号までの規定により指定されている学校若しくは義肢装具士養成所、救急救命士法第三十四条第一号、第二号若しくは第四号の規定により指定されている学校若しくは救急救命士養成所若しくは言語聴覚士法第三十三条第一号から第三号まで若しくは第五号の規定により指定されている学校若しくは言語聴覚士養成所において既に科目を履修したものが、学院に入学する前に既に修得した単位又は修了した授業科目について、その学習内容が学院における教育内容に相当するものと認めるときは、学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

第八条中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とする。

第十二条第三項中「看護学科にあつては通算して二年、歯科衛生学科及び」を削る。

第十五条の二中「看護学科、歯科衛生学科又は」を削る。

別表の一の表基礎助産学の部生殖生理Ⅲの項及び新生児・乳幼児の成長発達の項を削り、同部小計の項中「九」を「七」に、「二二五」を「二六五」に改め、同表助産診断・技術学の部助産診断・技術学Ⅶの項の次に次のように加える。

助産診断・技術学Ⅶ	一	三〇
助産診断・技術学Ⅹ	一	三〇

別表の一の表助産診断・技術学の部小計の項中「八」を「十」に、「二四〇」を「三〇〇」に改め、同表研究の項を削り、同表合計の項中「三六」を「三四」に、「一、一五五」を「一、一〇〇」に改める。

別表の二の表及び三の表を削り、別表の四の表を別表の二の表とする。

附 則

- この規則は、令和四年四月一日から施行する。
- 改正後の福島県立総合衛生学院学則別表の一の規定は、令和四年度以降の入学者に ついて適用し、令和四年三月三十一日に福島県立総合衛生学院に在学している者で、引き続き同日以降在学することとなるものについては、なお従前の例による。

(地域医療課医療人材対策室)

福島県規則第二十五号

福島県ハイテクプラザ条例施行規則の一部を改正する規則

福島県ハイテクプラザ条例施行規則(平成四年福島県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「(福島県ハイテクプラザいわき技術支援センターに係るものを除く。以下同じ。)」を削る。

別表第二の一の1の表中(2)を削り、(3)を(2)とし、(4)及び(5)を削り、(6)を(3)とし、(7)を(4)とし、(8)を削り、(9)を(5)とし、(10)から(14)までを(6)から(10)までとし、その次に次のように加える。

(11) 3Dプリンター (AGILISTA-3200)	一時間	四、六二〇円
(12) 協働ロボットシステム (UR10e)	一時間	四、一五〇円

別表第二の一の1の表中(15)を(13)とし、その次に次のように加える。

(14) 3Dプリンター (AGILISTA-3200) 造形樹脂	十グラ	四四〇円
--------------------------------------	-----	------

別表第二の一の1の表中(16)を削り、(17)を(15)とする。

別表第二の一の2の表中(2)及び(3)を削り、(4)を(2)とし、(5)から(7)までを(3)から(5)まで

とし、(8)を削り、(9)を(6)とし、(10)を(7)とし、(11)を(8)とし、(12)及び(13)を削り、(14)を(9)とし、(15)及び(16)を削り、(17)を(10)とし、(18)を(11)とし、(19)を(12)とし、(20)を削り、(21)を(13)とし、(22)を(14)とし、(23)を(15)とし、(24)を削り、(25)を(16)とし、(26)を削り、(27)を(17)とし、(28)から(31)までを削り、(32)を(18)とし、(33)を削り、(34)を(19)とし、(35)から(41)までを(20)から(26)までとする。

別表第二の二の1の表中(1)から(3)までを削り、(4)を(1)とし、(5)から(7)までを(2)から(4)までとし、(8)を削り、(9)を(5)とし、(10)を(6)とし、(11)を(7)とし、(12)から(15)までを削り、(16)を(8)とし、(17)から(22)までを(9)から(14)までとし、その次に次のように加える。

(15) 万能材料試験機 (INSTRON5982)	一時間	六、〇一〇円
(16) エネルギー分散型蛍光エックス線微小部膜厚計 (EA6000VX)	一時間	四、一七〇円
(17) 紫外可視近赤外分光光度計 (UH4150)	一時間	三、一一〇円
(18) レーザー回折散乱式粒度分布測定装置 (LA-960V2)	一時間	三、〇二〇円
(19) マイクロピッカース硬度計 (HMV-G31F AID)	一時間	一、三五〇円
(20) ロックウェル硬さ試験機 (HR530)	一時間	一、一八〇円

別表第二の二の1の表中(23)を(21)とする。

別表第二の二の2の表中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)を(2)とし、(4)及び(5)を削り、(6)を(3)とし、(7)及び(8)を削り、(9)を(4)とし、(10)から(12)までを(5)から(7)までとし、(13)を削り、(14)を(8)とし、(15)から(25)までを(9)から(19)までとする。

別表第二の二の3の表中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)から(6)までを削り、(7)を(2)とし、(8)から(10)までを(3)から(5)までとし、(11)を削り、(12)を(6)とし、(13)を(7)とし、(14)を削り、(15)を(8)とし、(16)を(9)とし、(17)を削り、(18)を(10)とし、(19)から(23)までを(11)から(15)までとし、(24)を削り、(25)を(16)とし、(26)を(17)とし、(27)を削り、(28)を(18)とし、(29)を(19)とし、(30)を削り、(31)を(20)とし、(32)及び(33)を削り、(34)を(21)とし、(35)を削り、(36)を(22)とし、(37)から(46)までを(23)から(32)までとし、その次に次のように加える。

(33) ケルダール自動蒸留滴定装置 (スーパージェル1600型)	一時間	一、二六〇円
-----------------------------------	-----	--------

別表第二の二の3の表中(47)を(34)とする。

別表第二の二の5の表中(2)を削り、(3)を(2)とし、(4)から(20)までを(3)から(19)までとする。

別表第三の二の4の表中イを削り、ウをイとする。

別表第三の三の表ア中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)を(2)とする。

別表第三の四の表アを次のように改める。

ア 長さの測定	一測定	一、五八〇円
---------	-----	--------

別表第三の四の表ク中(2)を削り、(3)を(2)とし、(4)を(3)とし、(5)を(4)とし、同表中サを削り、シをサとし、スを削る。

別表第三の五の五の表ア中(3)を削る。

別表第三の五の五の表イ中(3)を削る。

別表第一号及び様式第二号中「㊸」を削る。



様式第五号から様式第八号までの規定中「㊸」を削る。

附 則

- この規則は、令和四年四月一日から施行する。
- 改正後の福島県ハイテクプラザ条例施行規則別表第二及び別表第三の規定は、この規則の施行の日以後の使用の期間に係る使用料の額について適用し、同日前の期間に係る使用料の額については、なお従前の例による。

(産業振興課)

福島県規則第二十六号

福島県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則

(用語)

第一条 この規則において使用する用語は、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律(令和三年法律第三十四号。以下「法」という。)及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則(令和三年農林水産省・国土交通省令第六号。以下「省令」という。)において使用する用語の例による。

(申請書等の経由)

第二条 法、省令又はこの規則の規定により知事に提出する申請書、報告書又は届出書は、畜舎等の所在地を管轄する福島県農林事務所の長を経由して提出しなければならない。

(畜舎建築利用計画の認定申請書に添付する図書等)

第三条 省令様式第二号による畜舎建築利用計画の認定申請書には、省令第六十四条第一項に規定するもののほか、次に掲げる図書を添えなければならない。

- 国又は地方公共団体が管理する土地、道路、公園、河川、湖沼等に、畜舎等を建築しようとする場合は、当該行政庁の承認を得たことを証する書類
- 敷地の縦断面図及び横断面図(高低差が最大である箇所及び地表面が水平面に対してなす角度が最大である箇所について敷地境界線の外二十メートル以上の範囲までを明示したもの)
- 公図(不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)第十四条第一項に規定する地図又は同条第四項に規定する図面をいう。以下同じ。)の写し(敷地境界線を明

示したもの)

(審査機関による事前審査)

第四条 畜舎建築利用計画の認定申請書を提出する者(以下「申請者」という。)は、自ら法第三条第三項第四号(法第四条第三項において準用する場合を含む。)に係る部分の審査を建築基準法(昭和二十年法律第二百一十号)第七十七条の五十八第一項の登録を受けた者(以下「審査機関」という。)に依頼することができる。この場合において、申請者は、審査機関が発行する審査対象の畜舎等が省令に適合している旨の書面を認定申請書に添えなければならない。

(認定畜舎等の仮使用認定申請)

第五条 法第六条第二項ただし書の規定により知事の仮使用の認定を受けようとする者は、省令様式第十号による仮使用認定申請書に次に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

- 省令第七十六条第一項に定める図書
- 公図の写し(敷地境界線を明示したもの)
- 路地状敷地等の畜舎等の認定申請

第六条 福島県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例(令和四年福島県条例第二十五号)第四条ただし書又は第五条ただし書の規定により知事の認定を受けようとする者は、畜舎等の認定申請書(第一号様式)に次に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

- 建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第一条の三第一項の表一の(イ)項、(ロ)項及び(ハ)項並びに同条第四項の表一の(四)項に掲げる図書
- 公図の写し(敷地境界線を明示したもの)

第七条 申請者は、知事が認定をする前に当該申請を取り下げようとするときは、取下げ届(第二号様式)を知事に提出しなければならない。

2 法第三条第一項又は第四条第一項の認定を受けた者は、認定を受けた畜舎等に係る工事を取りやめたときは、工事取りやめ届(第三号様式)を知事に提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、畜舎利用計画の認定通知書を添えなければならない。

(認定畜舎等の利用状況の報告)

第八条 法第十三条第一項の規定による報告は、法第六条第一項の届出の日を始期として、その後五年を経過する年ごとに、その年の九月三十日までに行わなければならない。

(公表の方法)

第九条 法第三条第六項、第四条第三項及び第十六条第三項の規定による公表は、県ウェブサイトへの掲載によるものとする。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

畜舎等の認定申請書

福島県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例第 条の規定による認定を受けたいので申請します。						年 月 日	
福島県知事						住所	
申請者						氏名	
1	建築主住所氏名					電話（ ）	番
2	代理人住所氏名					電話（ ）	番
3	設計者住所氏名					電話（ ）	番
4 敷地 の 位置	(1)地名地番						
	(2)用途地域					※ その他の区域・ 地域・地区	
	(3)防火地域	防火地域・準防火地域・指定なし					
5	主 要 用 途						
6	工 事 種 別	新築・増築・改築・移転・用途変更・その他					
7	構 造						
8	階 数	1階					
9	建築物の高さ						
10	敷 地 面 積						
11	建 築 面 積	申請部分	申請以外の部分	合 計	14 建 蔽 率	%	
		m ²	m ²	m ²			
12	延 べ 面 積	m ²	m ²	m ²	15 容 積 率	%	
13	容 積 率 対 象 延 べ 面 積	m ²	m ²	m ²			
16	道路の幅員						
17	申 請 理 由						
18	そ の 他 の 必 要 事 項						
※ 受 付 欄					※ 許可番号欄		
					年 月 日 第 号		
					係員印		

- 注 1 ※印の欄は、記入しないでください。
 2 「防火地域」及び「工事種別」の欄は、該当する事項を○で囲んでください。
 3 申請に際しては、敷地と道路との関係の建築認定申請手数料見合いの福島県収入証紙を添付してください。

第2号様式（第7条関係）

取 下 げ 届

<p>先に提出した畜舎建築利用計画の認定の申請は、都合により取り下げますので、お届けします。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>福島県知事</p> <p style="text-align: right;">住所 計画申請者 氏名 (電話)</p>	
1 申請書提出年月日	年 月 日
2 敷地の地名地番	
3 畜舎等の用途	
4 取 下 げ 理 由	
※ 県受付欄	※ 農林事務所受付欄

(注) ※印の欄は、記入しないでください。

第3号様式（第7条関係）

工事取りやめ届

<p>先に認定を受けました畜舎建築利用計画における下記畜舎等の工事を取りやめましたので、お届けします。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>福島県知事</p> <p style="text-align: right;">住所 認定計画実施者 氏名 (電話)</p>				
1 認定番号	第 号			
2 認定年月日	年 月 日			
3 取りやめ年月日	年 月 日			
4 敷地の地名地番				
5 内 容	(1)棟数又は戸数	棟戸	(4)工事種別	新築、増築、改築、その他
	(2)建築面積	m ²	(5)主要用途	
	(3)延べ構造面積	m ²		
6 取りやめ理由				
※ 県受付欄			※ 農林事務所受付欄	

- (注) 1 不要の文字は、抹消してください。
 2 ※印の欄は、記入しないでください。
 3 「工事種別」の欄は、該当する事項を○で囲んでください。

福島県規則第二十七号

福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

(畜産課)

福島県営住宅等条例施行規則(平成九年福島県規則第八十二号)の一部を次のように改正する。

別表第二の一の表福島県営野田町団地の項中「〇・九〇」を「〇・九二」に改め、同表福島県営森合台の前団地の項中「〇・九三」を「〇・九五」に改め、同表福島県営霞町団地の項中「〇・九四」を「〇・九五」に、「〇・九七」を「〇・九八」に改め、同表福島県営渡利団地の項中「〇・八二」を「〇・八四」に改め、同表福島県営岡部団地の項中「〇・八五」を「〇・八四」に改め、同表福島県営上並松団地の項中「〇・八五」を「〇・八四」に、「〇・八七」を「〇・八六」に、「〇・九〇」を「〇・八九」に改め、同表福島県営河原前団地の項中「〇・八五」を「〇・八四」に改め、同表福島県営荒井団地の項中「〇・八一」を「〇・八〇」に改め、同表福島県営蓬萊団地の項中「から七号室まで、九号室、十号室、」を「六号室及び」に改め、「一十七号室から二十号室まで、二十七号室から三十一号室まで、三十七号室、三十九号室及び四十号室」を削り、「八号室、十一号室、」を「七号室から十一号室まで及び」に、「二十一号室から二十六号室まで、三十二号室から三十六号室まで及び三十八号室」を「から四十号室まで」に改め、同表福島県営飯坂団地の項中「〇・九三」を「〇・九二」に改め、同表福島県営北中央団地の項中「〇・九九」を「一・〇〇」に改め、同表福島県営石倉団地の項中「〇・九六」を「一・〇一」に改め、同表福島県営宮島団地の項中「〇・八九」を「〇・九〇」に改め、同表福島県営柴宮団地の項中「〇・八八」を「〇・八九」に、「〇・八四」を「〇・八五」に、「〇・八六」を「〇・八七」に、「〇・九四」を「〇・九五」に改め、同表福島県営高倉団地の項中「〇・七四」を「〇・七三」に、「〇・七八」を「〇・七七」に改め、同表福島県営雷神団地の項中「〇・八七」を「〇・八八」に改め、同表福島県営富田団地の項中「〇・九九」を「一・〇〇」に改め、同表福島県営日和田団地の項中「〇・九五」を「〇・九六」に改め、同表福島県営八山団地の項中「〇・九八」を「〇・九九」に改め、同表福島県営東原団地の項中「〇・九七」を「〇・九九」に改め、同表福島県営緑町団地の項中

〇・八四 を 須賀川市 〇・八五 に改

め、同表福島県営芦田塚団地の項中「〇・八七」を「〇・八八」に改め、同表福島県営石崎南団地の項中「一・〇三」を「一・〇四」に改め、同表福島県営真舟団地の項中「〇・八四」を「〇・八三」に改め、同表福島県営古川町団地の項中「〇・九五」を「〇・九六」に改め、同表福島県営東桜方丘団地の項中「〇・九五」を「〇・九四」に改め、同表福島県営小野団地の項中「〇・八六」を「〇・八七」に改め、同表福島県営小川町西

団地の項中「〇・九二」を「〇・八九」に改め、同表福島県営上町団地の項中「一・〇一」を「一・〇〇」に改め、同表福島県営牛越団地の項中「〇・九四」を「〇・九五」に改め、同表福島県営中神谷団地の項中「〇・八四」を「〇・八七」に改め、同表福島県営四ツ波団地の項中「〇・八三」を「〇・八二」に改め、同表福島県営金坂団地の項中「〇・八一」を「〇・八二」に改め、同表福島県営秋山団地の項中「〇・八三」を「〇・八四」に改め、同表福島県営比良団地の項中「〇・八三」を「〇・八二」に改め、同表福島県営鯨岡団地の項中「〇・七八」を「〇・七七」に改め、同表福島県営富岡団地の項中「〇・八二」を「〇・八三」に改め、同表福島県営道珍団地の項中「〇・八七」を「〇・八五」に、「〇・八九」を「〇・八七」に改め、同表福島県営滝尻団地の項中「〇・八七」を「〇・八八」に改める。
別表第二の一の表福島県営上浅貝団地の項を次のように改める。

福島県営上浅貝団地	いわき市	〇・七九
		一号棟の三号室から六号室まで、八号室、九号室、十一号室、十三号室から十八号室まで、二十号室から二十二号室まで、二十四号室、二十六号室、二十七号室、三十号室、三十一号室、三十三号室から三十六号室まで及び三十九号室及び四十号室、二号棟の二号室から六号室まで、八号室から十号室まで、十二号室から二十一号室まで、二十四号室から二十七号室まで、二十九号室から三十一号室まで、三十五号室及び三十七号室から三十九号室まで、三号棟の一号室、二号室、四号室から七号室まで、十号室、十二号室、十四号室、十五号室、十七号室から十九号室まで、二十一号室から二十三号室まで、二十五号室から三十号室まで、三十二号室、三十四号室、三十六号室及び三十八号室から四

<p>十号室まで、四号棟の一号室から九号室まで、十一号室から二十一号室まで、二十四号室、二十五号室及び二十七号室から三十号室まで、五号棟の一号室、二号室、四号室から六号室まで、八号室から十一号室まで及び十三号室から三十号室まで、六号棟の一号室から十号室まで及び十二号室から三十号室まで、七号棟、八号棟の二号室から二十五号室まで及び二十七号室から三十号室まで、九号棟、十号棟</p>	<p>一号棟の一号室、二号室、七号室、十号室、十二号室、十五号室、二十三号室、二十九号室、三十二号室、三十七号室及び三十八号室、二号棟の一号室、七号室、十一号室、二十二号室、二十三号室、二十八号室、三十三号室、三十四号室、三十六号室及び四十号室、三号棟の三号室、八号室、九号室、十一号室、十二号室、十六号室、二十号室、二十四号室、三十一号室、三十三号室、三十五号室及び三十七号室、四号棟の十号室、二十二号室、二十三号室及び二十六号室、五号棟の三号室、七号室及び十一号室、六号棟の十一号室、八号棟の一号室及び二十六号室</p>
	<p>○・八一</p>

福島県企業局

別表第二の一の表福島県営下湯長谷団地の項中「〇・八二」を「〇・八三」に改め、同表福島県営八幡小路団地の項中「〇・九四」を「〇・九五」に改め、同表福島県営家ノ前団地の項中「〇・九〇」を「〇・八九」に改め、同表福島県営大原団地の項中「〇・九一」を「〇・九二」に改め、同表福島県営四ツ倉団地の項中「〇・九二」を「〇・九三」に改め、同表福島県営下矢田団地の項中「〇・九二」を「〇・九三」に改め、同表第二の二の表福島県営荒井団地の項中「〇・八一」を「〇・八〇」に改める。別表第四の表福島県営荒井団地の項中「〇・九〇六四」を「〇・九〇二五」に、「〇・九一〇三」を「〇・九〇六四」に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

(建築住宅課)

福島県企業局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年3月25日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県企業局管理規程第2号

福島県企業局組織規程の一部を改正する規程

福島県企業局組織規程（昭和44年福島県企業局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表附属施設の欄中「、好間浄水場」を削り、同表分掌事務の欄1中「、小名浜及び好間」を「及び小名浜」に改め、同欄2中「、小名浜及び好間」を「及び小名浜」に改める。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

（企業総務課）

福島県企業局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年3月25日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県企業局管理規程第3号

福島県企業局財務規程の一部を改正する規程

福島県企業局財務規程（昭和44年福島県企業局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第222条の2第4項第1号中「第2条第2号」を「第2条第3号」に、「同条第3号」を「同条第4号」に改める。

第222条の3第1項中「第2条第5号」を「第2条第6号」に改め、同条中第3項を第5項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項第2号中「特例政令第8条に規定する文書」を「入札説明書」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、各号に該当するごとに、前項の期間を5日ずつ短縮することができる。ただし、当該期間を10日未満とすることはできない。
 - (1) 前項の公告を電子情報処理組織を使用して行う場合
 - (2) 特例政令第8条に規定する文書（以下「入札説明書」という。）の交付を前項の公告を行った日から電子情報処理組織を使用して行う場合
 - (3) 入札書の受領を電子情報処理組織を使用して行う場合
- 3 前項にかかわらず、特定調達契約に係る商業上の物品又は役務の調達を電子情報処理組織を使用して行う場合で、かつ、当該公告及び入札説明書の交付を電子情報処理組織を使用して行う場合は、公告から入札期日までの期間を13日以上とする期間とすることができる。この場合において、当該商業上の物品又は役務に係る入札書の受領を電子情報処理組織を使用して行う場合は、公告から入札期日までの期間を10日以上とすることができる。

第222条の4第1項中「及び第2項」を「から第4項まで」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第17条関係）

地域開発事業勘定科目表

収益勘定

款	項	目	節	（科目区分の説明）
地域開発事業収益				
	営業収益			主たる営業活動から生ずる収益
		土地売却収益		造成土地の売却収益
			何々団地売却収益	

		その他の営業収益		
	営業外収益			金融及び財務活動に伴う収益その他主たる営業活動以外から生ずる収益
		受取利息及び配当金		
			割賦売却受取利息	割賦売却代金未納分に係る利息
			預金利息	
			有価証券利息	
		一般会計負担金		収益的支出を負担することを目的とする一般会計からの繰入金で返済を要しないもの
		雑収益		
			有価証券売却収益	有価証券の売却代金
			賃貸料	
			その他雑収益	
	特別利益			当年度の経常的収益から除外すべき利益
		過年度損益修正益		前年度以前の損益の修正で利益の性質を有するもの
		その他特別利益		

費用勘定

款	項	目	節	(科目区分の説明)
地域開発事業費用				
	営業費用			主たる営業活動から生ずる費用
		土地売却原価		
			何々団地土地売却原価	

		一般管理費		
		給料	職員の給料	
		手当等	職員の扶養手当、暫定手当、 期末手当、勤勉手当、超過 勤務手当、特殊勤務手当等 の諸手当	
		賞与引当金 繰入額	賞与引当金として計上する ための繰入額	
		報酬	第一号会計年度任用職員及 び臨時又は非常勤の顧問、 嘱託員等に対する報酬	
		法定福利費	事業主負担の健康保険料、 厚生年金保険料、雇用保険 料、労災保険料及び労務災 害補償費等	
		法定福利費 引当金繰入 額	法定福利費引当金として計 上するための繰入額	
		旅費	職員等に支給する旅費	
		諸謝金		
		備用品費	事務用消耗品及び工事用消 耗品並びに耐用年数1年未 満又は取得価額10万円未 満の器具及び備品の取得に要 する費用	
		燃料費	工事用、自動車用及び採暖 用燃料費並びに炊事用薪炭 費	
		光熱水費	電気料金、ガス料金等	
		印刷製本費	文書、図面、帳簿等の印刷 費及び伝票、帳簿等の製本 費	
		通信運搬費	はがき、郵便切手、電信電 話料、電話加入移転架設料、 乗車船券類、運送料等	
		広告料	広告及び宣伝に要する費用	
		委託料	試験研究等の委託に要する 費用	
		手数料	公金取扱、し尿処理、訴訟 手数料等	

		賃借料	借地料、借家料、自動車借上料等
		土地維持管理費	分譲用地の維持及び補修の費用
		補償金	補償金、賠償金、見舞金等
		研修費	職員の研修に要する費用
		交際費	
		会議費	会議のための茶菓、弁当代等
		厚生福利費	職員の厚生福利費
		負担金	工事負担金等
		保険料	事業用財産に対する損害保険料
		公租公課	事業用財産に対する公課費
		貸倒引当金繰入額	貸倒引当金として計上するための繰入額
		その他引当金繰入額	その他引当金として計上するための繰入額
		雑費	
	その他の営業費用		上記以外の営業費用
	たな卸資産評価損		低価法によるたな卸資産の評価によつて生じた損失の額
	営業外費用		金融及び財務活動に伴う費用その他主たる営業活動に係る費用以外の費用
		支払利息	
		何々団地造成費用支払利息	
		一時借入金利息	
		企業債等取扱諸費	
		旅費	
		報償費	

			備 消 品 費	
			通 信 運 搬 費	
			広 告 料	
			手 数 料	
			賃 借 料	
			会 議 費	
		雑 支 出		
			そ の 他 雑 支 出	
	特 別 損 失			当 年 度 の 経 常 的 費 用 か ら 除 外 す べ き 損 失
		災 害 に よ る 損 失		災 害 に よ る 巨 額 の 臨 時 損 失
		過 年 度 損 益 修 正 損		前 年 度 以 前 の 損 益 の 修 正 で 損 失 の 性 質 を 有 す る も の
		過 年 度 た な 卸 資 産 評 価 損		前 事 業 年 度 末 日 に お け る 低 価 法 に よ る た な 卸 資 産 の 評 価 に よ つ て 生 じ た 損 失 の 額
		そ の 他 特 別 損 失		

資 産 勘 定

款	項	目	節	(科目区分の説明)
分 譲 資 産				団 地 造 成 事 業 に 係 る 資 産
	何 々 団 地			
固 定 資 産				
	投 資 そ の 他 の 資 産			
		投 資 有 価 証 券		金 融 商 品 取 引 法 第 2 条 に 規 定 す る 有 価 証 券 で 投 資 の 目 的 を も つ て 所 有 す る も の
			国 債	
			地 方 債	
			株 式	
			社 債	

			その他有価証券	
		その他投資		
		減価償却累計額		投資その他の資産に係る減価償却累計額
流動資産				
	現金・預金			
		現金		現金、当座預金、支払期限の到来した公社債の利札、小切手、為替証書及び振替払出証書
		預金		貸借対照表日から起算して1年以内に期限が到来する定期預金、普通預金等
	未収金			営業活動に係る収益の未収入額
		何々団地未収金		
		営業外未収金		
			未収受取利息	預金、貸付金利息等の未収入額
		その他未収金		
	過年度未収金			過年度の営業活動に係る収益の未収入額
		過年度何々団地未収金		
	割賦未収金			割賦契約に基づく未収入額
		何々団地割賦未収金		
	過年度割賦未収金			過年度の割賦契約に基づく未収入額
		過年度何々団地割賦未収金		
	貸倒引当金			未収金の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの

有価証券			一時的所有を目的とする有価証券（差入保証金の代用として提供されたもので短期間内に返却されるものを除く。）
	株式		
	社債		
受取手形			通常の営業活動において発生した手形債権
貸倒引当金			手形債権の回収不能による損失に備えるため引き当てるもの
前払費用			前払賃借料、前払利息等一定の契約に従い継続的に役務の提供を受ける場合、いまだ提供されていない役務に対して支払われた対価で貸借対照表日から起算して1年以内に費用となるもの
前払金			物品の購入、工事の請負等に際して前払いされた金額で前払費用に属しないもの
その他流動資産			
	保管有価証券		差入保証金の代用として提供を受けた有価証券で短期間内に返却する見込みのもの

負債勘定

款	項	目	節	(科目区分の説明)
固定負債				
	企業債			地域開発事業資金に充てるために発行した企業債
		建設改良費等の財源に充てるための企業債		建設改良費等の財源に充てるために発行する企業債（1年以内に償還期限の到来するものを除く。）
			何々団地造成事業債	
	その他固定負債			上記以外の固定負債

流動負債			
一時借入金			借入金等で貸借対照表日から起算して1年内に返還又は支払を要するもの
	何々団地造成事業一時借入金		
企業債			
	建設改良費等の財源に充てるための企業債		1年内に償還期限の到来する建設改良費等の財源に充てるために発行する企業債
		何々団地整備事業債	
未払金			特定の契約等により既に確定している短期的債務でいまだ支払を終えていないもの（未払費用に属するものを除く。）
	営業未払金		営業活動に係る通常取引により発生する未払金
	営業外未払金		
	その他未払金		固定資産等購入代金の未払額、償還期限経過後の企業債の未償還額等上記以外の未払金
過年度未払金			過年度の営業未払金
	過年度営業外未払金		
未払費用			未払利息、未払賃借料等一定の契約に従い、継続的に役務の提供を受ける場合、既に提供を受けた役務の対価の未払額
	営業未払費用		
	その他未払費用		
前受金			契約等により既に受け取った対価のうち、いまだその債務の履行を終えていない

				もの
		何々団地造成事業前受金		
		営業外前受金		主たる営業活動以外から生ずる収益の前受額
		その他前受金		上記以外の収入の前受額
	前受収益			前受利息、前受賃貸料等一定の契約に従い、継続的に役務の提供を行う場合、いまだ提供していない役務の対価の前受額
	引当金			
		賞与引当金		翌事業年度に支払う賞与のうち当年度負担相当額を見積計上する引当金
		法定福利費引当金		期末手当・勤勉手当に伴う法定福利費のための引当金
	その他流動負債			預り金、預り有価証券等上記以外の流動負債
		その他流動負債		

資本勘定

款	項	目	節	(科目区分の説明)
資本金				
	資本金			
		組入資本金		剰余金から資本金に組み入れた額
剰余金				
	資本剰余金			
		受贈財産評価額		償却資産以外の固定資産の贈与を受けた財産の評価額
		寄附金		地域開発事業資金に充てるための寄附金
		その他資本剰余金		上記以外の資本剰余金
	利益剰余金			

		減債積立金		企業債の償還に充てるために積み立てた額
		利益積立金		欠損金を埋めるために積み立てた額
		当年度未処分利益剰余金（当年度未処理欠損金）		当年度末における繰越利益剰余金（繰越欠損金）の額に当年度の純利益（純損失）の金額を加減した額
			繰越利益剰余金年度末残高（繰越欠損金年度末残高）	前年度未処分利益剰余金（前年度未処理欠損金）の額から前年度利益剰余金処分量（前年度欠損金処理額）を控除して得た繰越利益剰余金（繰越欠損金）の額
			当年度純利益（当年度純損失）	当年度の損益取引の結果発生した純利益（純損失）

附 則

- この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 令和3年度予算の収入、支出及び決算に係る事務については、改正後の福島県企業局財務規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（企業総務課）